

## 所管省庁の検討結果の見方

- 1 はじめに『資料1』を御覧下さい。受付日(提案日)順に「提案事項名(タイトル)」「提案主体名(会社名・団体名)」等が記載されています。

御自身がホームページ等に提案された日が「受付日」となっておりますので、これをもとに「受付番号」「制度の所管省庁」を御確認下さい。

また、「内閣府での回答取りまとめ日」が空欄のものは、現時点において所管省庁からの回答がないものであり、後述する『資料2』には掲載されておられませんので、御注意ください。所管省庁から回答がありましたら、順次公表いたします。

なお、『資料1』に記載がないものは、規制改革とは関係がないもの等として、検討の対象外といたしました。

※ 資料はPDFファイルです。

上記「受付番号」「制度の所管省庁」を確認されるにあたっては、マウスを右クリック、もしくは Shift + Ctrl + F を押下して検索機能を用いた語句の指定を行えば、提案事項名等を検索することが可能です。

- 2 次に『資料2』の中で該当する「制度の所管省庁」のファイルを御覧下さい。

指定「受付番号」のところに提案事項に対する回答が記されています。

※ 複数の省庁にまたがる場合は、「制度の所管省庁」欄にある全ての省庁に同じ回答が掲載されています。

- 3 『資料2』の「所管省庁の検討結果」に記載されている「対応の分類」「対応の概要」が示す内容は、以下のとおりです。

分 類	内 容
対応	提案内容について、既に対応済又は対応することとしており、対応策が明確であるもの
検討に着手	提案内容について、対応することを前提に検討に着手しているものの、対応策が不明確であるもの
検討を予定	提案内容について、現在検討は行っていないものの、 ・今後検討を予定しているもの ・今後検討に値すると考えられるもの
対応不可	提案内容について、対応が不可能であるもの
現行制度下で対応可能	提案内容について、現行の制度により対応が可能であるもの
事実誤認	提案内容について、規制自体が存在しないなど事実誤認であるもの
その他	上記には分類できないもの